

公共用地境界確定協議依頼書

平成 年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

(依頼者)

住所
氏名

(実印)

電話

(代理人)

住所
氏名

(担当者)

電話

下記の協議地と公共用地 (敷) との境界が不明ですから協議を依頼します。

下記の協議地について、公共用地 (敷) 境界確定 (謄本・抄本) の発行を依頼します。

既確定 { 昭和
 平成 年 月 日付け 第 号 }

記

協議地	
協議目的	
協議関係部局	

添付書類

【 1. 新規依頼 】

- (1) 委任状 …………… ①協議所有者に代わり依頼を行う場合
②依頼者に代わり事務を代行する場合
- (2) 印鑑登録証明書 …… 依頼者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書 …………… 依頼者が法人の場合
- (4) 資格証明書又は …… 依頼者が法人の場合
商業登記事項証明書
- (5) 土地調書 …………… 協議地、対側地及び相隣地
- (6) 法務局備付け地籍図 (公図) の写し
- (7) 土地の登記事項証明書①協議地の全部事項証明書
②対側地及び隣接地が公共用地の場合はその全部事項証明書
③対側地及び相隣地については、土地調書でも可
- (8) 位置図 …………… 協議地付近の地図
- (9) 現況実測図 …………… ①平面図は縮尺250分の1以上
(有資格者が測量) ②横断面図は縮尺100分の1以上
- (10) その他、市長が …… ①住民票(戸籍付票)の写し ⑤土地沿革調書
必要と認める書類 ②戸籍謄本(抄本)の写し ⑥地籍図の合成参考図
③遺産分割協議書の写し ⑦地積測量図の写し
④相続関係説明図 ⑧土地所在図の写し 等

【 2. 謄本(抄本)の発行依頼 】

- (1) 委任状 …………… ①協議地所有者に代わり依頼を行う場合
②依頼者に代わり事務を代行する場合
- (2) 印鑑登録証明書 …… 依頼者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書 …………… 依頼者が法人の場合
- (4) 資格証明書又は …… 依頼者が法人の場合
商業の登記事項証明書
- (5) 法務局備付け地籍図
(公図) の写し
- (6) 土地の登記事項証明書…協議地の全部事項証明書
- (7) その他、市長が …… ①住民票(戸籍付票)の写し ⑤土地沿革調書
必要と認める書類 ②戸籍謄本(抄本)の写し ⑥地積測量図の写し
③遺産分割協議書の写し ⑦土地所在図の写し 等
④相続関係説明図

【注1】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。(例)戸籍謄本(抄本)、遺産分割協議書 等

【注2】添付書類の各種証明書については、原則として原本としますが、写しを添付する場合は、原本証明等を要します。

【注3】法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。

【注4】申請時には、添付書類の各種証明書は発行日より3ヶ月以内のものを添付願います。また、境界確定通知は発行時に発行日より3ヶ月を過ぎたものについては、3ヶ月以内の証明書を提出願います。

【注5】立会日より6ヶ月以上経過しても協議が不調である場合には、書類はお返しすることがあります。なお、返戻通知書は連絡日より3ヶ月以上受取りがない場合には、再度連絡の上廃棄処分とします。